

商業活性化総合支援事業

1 概要・目的

市内商業の活性化を図るため、市内の事業者・商店街及び、その連合組織等が取り組む事業に要する経費に対し補助を行う。

2 補助対象者

商店街、事業者団体、市内事業者 等

3 補助内容等

(1) 商業活性化ソフト事業

商店街等の売上や来街者の増加に資するセール・イベントの開催、商業活性化に資するバル等の開催に係る費用への補助

ア 補助率

1/2(事業者団体の規模に応じ 10 万円・30 万円・60 万円を限度) 等

イ 活用事例

桜セール、100 円商店街、サマーセール、ハロウィン仮装イベントなど

ウ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
交付件数	3件	4件	7件
決算額	300,000 円	1,100,000 円	1,400,000 円

(2) 商業活性化安全対策事業

商店街の安全対策に係る費用への補助

ア 補助率

1/4(上限 500 万円) 等

イ 活用事例

防犯カメラの新設費用、街路灯の電気料金

ウ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
防犯灯等の新設			
交付件数	0件	1件	1件
決算額	0円	96,000円	250,000円
街路灯の維持管理			
交付件数	6件	6件	5件
決算額	2,424,459円	2,453,000円	2,712,000円

(3) 商業活性化空き店舗活用事業

商店街でのコミュニティー施設の設置、新規出店に係る工事費用への補助

ア 補助率

1/2(上限 50 万円)

イ 活用事例

商店街での飲食店や理容店などの新規出店

ウ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
交付件数	0件	2件	3件
決算額	0円	1,000,000円	1,500,000円

寝屋川市商業活性化総合支援事業補助金制度

商店街の活性化事業をするなら

商業活性化ソフト事業

A. 商店街等の売上及び来街者の増加に資する事業

- 補助対象経費 謝礼金、企画・デザイン料、消耗品・備品費、ちらしの作成に係る費用、リース料、会場費、イベント等に係る出演費、事業の保険料等
- 補助率 補助対象経費の1/2
- 補助限度額 事業主が商業者団体:10万円
事業主が地区の複数の商業者団体の連合組織:30万円
事業主が市の区域内の複数の商業者団体の連合体:60万円

B. 実施地域の複数の商業者が参画する実行委員会で行われる商業の活性化に資する事業

- 補助対象経費 Aの補助対象経費と同様
- 補助率 補助対象経費の1/2
- 補助限度額 50万円

C. ねやがわパーク事業に関連する事業で、市内全体の商業活性化に資する事業

- 補助対象経費 Aの補助対象経費と同様
- 補助率 補助対象経費の4/5
- 補助限度額 80万円

商店街の安全(街灯や防犯)を高めるなら

商業活性化安全対策事業

A. 街路灯、防犯設備等商店街の安全機能を高める施設の新設事業

- 補助対象経費 整備事業に係る工事費
- 補助率 補助対象経費の1/4
- 補助限度額 500万円

B. 街路灯の維持管理事業

- 補助対象経費 商店街等の街路灯の使用に係る電気料金
- 補助率 補助対象経費の10/10
- 補助限度額 発光ダイオード:4月1日時点の街路灯の設置数×3,000円
水銀灯:4月1日時点の街路灯の設置数×4,000円

コミュニティー施設を設置する または 商店街に新たに出店するなら

商業活性化空き店舗活用事業

A. 商業者団体が商店街等で設置するコミュニティー施設の設置事業

- 補助対象経費 補助対象事業に係る店舗改装等に要する工事費
※土地購入費、工事用機械・工具、対象建物に付属しない備品等は対象外
- 補助率 補助対象経費の1/2
- 補助限度額 50万円

B. 事業者が商店街等に新規出店する店舗

- 補助対象経費 Aの補助対象経費同様
- 補助率 補助対象経費の1/2
- 補助限度額 主に生鮮食料品を取り扱う店舗:100万円
その他の店舗:50万円

※上記全ての補助対象経費とは、消費税及び地方消費税の額を除きます。
※補助には要件と限りがあります。詳細はお電話または窓口でご確認ください。
※事業実施後の申請はお受けできませんので、ご利用される方は事前にご相談下さい。
※お問い合わせは寝屋川市産業振興センター(TEL:072-828-0751)までお電話ください。